参考資料３

検討に当たっての考え方の整理（例）

ポジティブ・アクション研究会報告書（別冊・第２部）平成 17 年 10 月　碓井光明『公契約・補助金分野におけるポジティブ・アクション』より

● 検討に当たって想定し得る補助金等の類型の例

A	（女性の活躍支援を含む男女共同参画社会の実現を目指した）活動自体に対して交付する補助金等
B	女性であることを要件とする補助金交付、あるいは女性であることによって補助金の金額の加算を行うこと
C	各種の補助金等の交付に当たり、男女共同参画社会の実現に貢献していることを交付要件とし、又は、貢献している者に対して補助金の上乗せ措置（加算）を行うこと

● 上記「C」の分類に属する補助金にポジティブ・アクションを付することが補助金の交付目的との間に合理性を有しているかについての判断について

（脚注 11）この点に関しては、租税特別措置の憲法 14 条適合性に関していわれる判断基準が参考とされると思われる。金子宏『租税法（第９版）』（弘文堂、平成 15 年）93 頁は、

① その措置の政策目的が合理的であるか

② その目的を達成するのにその措置が有効であるかどうか

③ それによって公平負担がどの程度に害されるか

を例示している。このうち①は、男女共同参画基本法の制定によって肯定されるので、②及び③等の視点が重要になる。